

こすもす

238号 令和3年9月号



SASAKI SOKEN GROUP

代表 佐々木 大

会長 佐々木 直隆

株式会社 佐々木 総研

西日本 税理士 法人

西日本 社会保険 労務士 法人

株式会社 M&C パートナーコンサルティング

株式会社 タクト

〒805-0021

北九州市八幡東区石坪町 10-13

TEL : 093-651-5533

FAX : 093-652-2550

URL : <https://www.sasakigp.co.jp>



マスク等の感染予防対策の費用の取り扱い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、会社が従業員に対して、マスク等の購入費用や PCR 検査の費用を負担する場合があります。これらの費用のうち、内容によっては会社が負担した費用が給与扱いとなり、所得税の課税処理が必要になります。

マスク、石鹸、消毒液、消毒用ペーパー、手袋などの消耗品の購入費
勤務時に使用する必要があるマスク等の消耗品の購入費については、業務のために必要な費用となり、会社が従業員に対して購入費用を支給しても、従業員に対する給与として課税されません。

一方で、勤務とは関係なく使用するマスク等の購入費用や、従業員の家族など従業員以外の者が使用する費用を支給するものについては、業務のために必要な費用ではないので、その費用を会社が負担した場合は、従業員に対する給与として課税対象となります。

国税庁 HP の「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」の中にも様々な具体例等が示されていますので参考にしてください。

後で実は課税所得だったということが無いように事前に確認することをおすすめします。

(税務会計 2 課 マネジャー 重松 悠紀)



豪雨被害に対する金融機関の対応

日本の広い範囲が記録的な大雨に見舞われ、各地で甚大な被害が発生しています。

被害に遭われた全ての方々に心からお見舞い申し上げます。

各金融機関は対応を急いでいます。損害保険大手では、人工衛星やドローン、スマートフォンなどの IT (情報技術) を積極的に活用して、被災状況の確認と迅速な保険金支払いに役立てています。

東京海上日動火災保険は、フィンランドの人工衛星企業と連携し、8月14日より人工衛星から被災地の衛星画像の撮影を開始、その画像をもとに補償対象か否かを無人で確認し電話かウェブで契約者に保険金請求を促していきます。あいおいニッセイ同和損害保険などは、ドローンの空撮による損害調査を計画しています。

損害保険ジャパンは、14日 LINE で契約者に被害の連絡方法を配信して専用チャットに誘導し、電話をかけなくても済むようにしています。三井住友海上火災保険は、車両の損害確認にスマホのビデオチャットを活用する。両社は、ペットボトルなどを物差しに浸水度合いを撮影・送信すると保険金の目安も示すようにしています。

また銀行などは、今回の大雨で預金通帳・証書・お届け印を紛失した場合、預金者の本人確認ができれば、払戻しに応じるとしており、定期預金などの期日前払戻しの相談、被災された方の災害復旧を支援するローンを優遇金利で取扱う等の対応を発表しています。【参考:2021年8月18日 日経新聞朝刊】

(総務課 佐藤 正典)

補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書の提出について

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、医療機関や薬局、介護施設等を支援するための緊急的、臨時的補助金が設けられています。これらの補助金の中には、事後報告を要するものや、消費税の報告を要するものもあります。

消費税の報告を要する補助金の例としては、令和2年度に都道府県が実施した「令和2年度医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金」、「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(介護分)」や、国が行っている「令和2年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」があります。この報告は、消費税の確定申告後に行います。

これらの補助金による消費税収入は、消費税法上不課税(課税対象外)取引に該当します。補助金を受給した事業者が消費税の課税事業者であり、消費税の確定申告で補助金に係る仕入控除税額があるときは、後日その分の返納が必要となりますので、ご注意ください。なお、この報告は仕入控除税額が0円の場合も必要となります。

また、簡易課税方式で申告している事業者や消費税の申告義務がない事業者も、報告は「必要」とされています。返還は生じませんが、原則、全ての受給事業者が交付決定ごとに報告する必要があります。所定の様式にて、必ず報告をお済ませください。報告の方法や様式、提出期限は、窓口となっている都道府県により異なります。詳細は、各担当者にご確認ください。

(税務会計1課 マネジャー 寺師 幸士郎)

災害に備えての準備

昨今、異常気象により集中豪雨が続き、各地で河川の氾濫・浸水被害・土砂災害等が発生しております。災害に備えてのご準備はできていますでしょうか。

災害が発生する前に、危険な場所や避難場所を把握し、円滑な避難行動をとるためのツールとして「ハザードマップ」があります。ハザードマップは、災害時に危険が想定される場所や、避難場所などを地図にまとめたもので、土砂災害や火山噴火、地震、津波など、さまざまな自然災害を対象として、国土交通省や各自治体などによって作られ、公開されています。ハザードマップを確認することによって、お住まいの地域で起こりうる災害や、避難経路における危険箇所を事前に把握し、避難行動をシミュレーションすることができます。いざという時のために事前に確認をされてみてはいかがでしょうか。

またご加入中の火災保険がどこまでの範囲で補償されるか、支払われる保険金額は十分か確認しておくといよいのではないのでしょうか。お困りのことがございましたら、ライフプラン・リスクマネジメント課までお問い合わせ頂けますと幸いです。



(ライフプラン・リスクマネジメント課 大串 伸孝)

2021年9月

9月1日	水	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
9月2日	木	
9月3日	金	
9月4日	土	
9月5日	日	
9月6日	月	
9月7日	火	
9月8日	水	
9月9日	木	
9月10日	金	源泉所得税の納付
9月11日	土	
9月12日	日	
9月13日	月	
9月14日	火	【Web開催】医事基礎講座「点数表を読み解いていこう！～点数表の見方・基礎用語～」
9月15日	水	
9月16日	木	
9月17日	金	
9月18日	土	
9月19日	日	
9月20日	月	敬老の日
9月21日	火	
9月22日	水	【Web開催】QAより「簡単な検査の算定について」
9月23日	日	秋分の日
9月24日	金	
9月25日	土	
9月26日	日	
9月27日	月	
9月28日	火	
9月29日	水	
9月30日	木	健保・厚生年金保険料の納付日 【Web開催】在宅医療「居宅療養管理指導料」

2021年10月

10月1日	金	社内会議 電話が繋がりにくい場合があります。
10月2日	土	
10月3日	日	
10月4日	月	
10月5日	火	
10月6日	水	
10月7日	木	
10月8日	金	
10月9日	土	
10月10日	日	
10月11日	月	源泉所得税の納付
10月12日	火	
10月13日	水	
10月14日	木	
10月15日	金	
10月16日	土	
10月17日	日	
10月18日	月	
10月19日	火	
10月20日	水	
10月21日	木	
10月22日	金	
10月23日	土	
10月24日	日	
10月25日	月	
10月26日	火	
10月27日	水	
10月28日	木	
10月29日	金	
10月30日	土	
10月31日	日	健保・厚生年金保険料の納付日は11/1



【北九州オフィス】
〒805-0021北九州市八幡東区石坪町10-13
TEL 093-651-5533 FAX 093-652-2550
【福岡オフィス】
〒812-0011福岡市博多区博多駅前1-5-1-7階
TEL 092-472-1155 FAX 092-472-1177